第三　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百八十四号（農業災害補償法第十三条の五の規定に基づき同条の農林水産大臣が定める金額を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一号中「開始する共済関係に係る共済金額」の下に「（農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条の二十七第三項の申出に係る園芸施設共済の共済関係にあっては、当該共済金額から同項の規定により農林水産大臣が定める金額に当該共済関係に係る共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額。以下同じ。）」を加える。

第四　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十一号（農業災害補償法第百二十条の二十三第一項の規定に基づき同項の農林水産大臣が定める別を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第二号中「特定園芸施設撤去費用」を「特定園芸施設撤去費用額」に改め、本則に次の一号を加える。

三　農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七第三項の規定により同項の園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により法第百二十条の二十四第一項の損害の額を算定する園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別

第五　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十三号（農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七第二項及び第四項の規定に基づき同条第二項の農林水産大臣が定める費用、同項第一号の農林水産大臣が定める金額、同項第二号の農林水産大臣が定める割合及び同条第四項の農林水産大臣が定める方法を定める件）の一部を次のように改正する。

第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　規則第三十三条の二十七第二項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額は、前項に規定する費用の単位面積当たりの標準的な額として、法第百二十条の二十三第一項の施設区分ごとに、別に農林水産大臣が定めるものに、特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額とする。

本則に次の一項を加える。

5　規則第三十三条の二十七第三項の農林水産大臣が定める金額は、共済責任期間開始の時における特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額（当該特定園芸施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。）及び附帯施設（農業災害補償法第八十四条第四項第一号の附帯施設をいう。）の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）に、別に農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第五十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十三第二項、第百三十五条第六号ロ、第百三十六条第八項及び第九項並びに第百四十一条の六第七項及び第八項の規定に基づき、平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十五号（園芸施設基準共済掛金率等を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十七年一月九日　農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

2　この告示による改正後の園芸施設基準共済掛金率等を定める件の規定は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○防衛省告示第十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年一月九日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年二月六日から同月八日までの間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年一月九日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年二月六日から同月八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年一月九日　防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年二月六日から同月八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻